

## 第4次春日井市障がい者総合福祉計画具体的施策の進捗状況

令和2年9月

春日井市健康福祉部障がい福祉課

# 1 生活支援

※令和2年6月までに取り組んだ内容及び今年度中に取り組む内容について、記載しています。

基本的方向	施策	取り組み	令和2年度進捗状況
① 障がい福祉サービスの充実	ア 居宅介護、生活介護等の事業拡大や受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。</li> <li>○ 障がい者福祉施設整備補助を行います。</li> <li>○ 地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、地域自立支援協議会運営会議において、日中活動事業所の資源調査を実施します。</li> </ul>
	イ 計画相談支援の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画相談支援を周知します。</li> <li>○ 基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターによる指定特定相談支援事業所への助言を行います。</li> <li>○ 相談支援専門員の増員を積極的に進めます。</li> <li>○ 地域自立支援協議会で利用促進の方法を協議し、進捗管理を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画相談支援の利用定着を進めるため、サービス利用者が相談支援専門員に繋がるよう支援するとともに、相談支援専門員のバックアップを図っています。</li> <li>・相談支援連携部会において、指定特定相談支援事業所のニーズに沿った研修等を実施し、指定特定相談支援事業所の知識向上を図るとともに連携を高めます。</li> <li>・計画相談支援の定着スケジュールをサービス提供事業所へ示すとともに、相談支援専門員の研修を案内し受講の依頼を行います。また、修了者の事業所に対し、指定特定相談支援事業所の立ち上げ・体制拡充の依頼を行っています。</li> </ul>
	ウ 居宅介護、生活介護等の専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。</li> <li>○ 地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自立支援協議会の障がい者生活支援センター連絡会及び基幹相談支援センターが引き続き事業所向け研修等を実施するとともに、各事業所間において自主的な連絡会を組織して交流会等を実施し、情報共有を図ります。</li> </ul>
	オ 居宅介護、生活介護等の指定基準遵守及び利用者のニーズの聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。</li> <li>○ 地域自立支援協議会で利用者のニーズ調査を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中活動資源調査を実施し、特別支援学校卒業生の進路状況等から利用者のニーズ及び資源の過不足を把握します。</li> </ul>
	キ 地域生活支援拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健所など関係機関と連携し地域生活支援拠点を整備します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要綱を整備し、令和3年度から地域生活支援拠点が適正に運用できるよう準備を図ります。</li> </ul>
	ク 共生型サービスの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がいのある人が介護サービス移行後も使い慣れた事業所においてサービスを利用できるよう支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、障害者総合支援法若しくは児童福祉法の指定を受けている事業所の共生型地域密着型通所介護の指定を行います。</li> </ul>

基本的方向	施策	取り組み	令和2年度進捗状況
② 地域生活支援事業の充実	ア 意思疎通支援、日常生活用具給付事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市役所に手話通訳者を設置します。</li> <li>○ 医療機関などへ手話通訳者や要約筆記者を派遣します。</li> <li>○ 日常生活用具の対象品目等の拡充について検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォンやタブレットの画面を介した手話通訳を実施します。</li> <li>・引き続き、日常生活用具の対象品目等の拡充について検討します。</li> </ul>
	イ 移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴（以下「地域生活支援サービス」といいます。）の事業の拡大や受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域生活支援事業所への実地指導を行います</li> <li>○ 地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を実施します。</li> <li>○ 精神障がいに対応した地域活動支援センターの拡充について検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援センターについて、自立支援医療（精神通院）受給者を新たに利用対象とする拡充を行いました。</li> <li>・日中一時支援について、医療的ケアが必要な方の支給量を見直しました。また、重症心身障がい児及び医療的ケアを要する方の送迎加算を創設しました。</li> </ul>
	ウ 地域生活支援サービスの専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域生活支援事業所への実地指導を行います。</li> <li>○ 地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1-①-ウに同じ</li> </ul>
	オ 地域生活支援サービスの指定基準遵守及び利用者のニーズの聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域生活支援事業所への実地指導を行います。</li> <li>○ 地域自立支援協議会で利用者のニーズ調査を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1-①-オに同じ</li> </ul>
	カ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの相談員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 愛知県社会福祉協議会等の研修の参加を促します。</li> <li>○ 事業者間研修を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自立支援協議会相談支援連携部会において、指定特定相談支援事業所のニーズに沿った研修、意見交換を行います。事業者間研修を必要に応じ随時開催しています。</li> </ul>
	キ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報及びホームページに掲載します。</li> <li>○ 障がい福祉サービスガイドで周知します。</li> <li>○ 基幹相談支援センター等で家族向けの交流・学習の機会を提供します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、ホームページ等での掲載を行います。</li> <li>・当事者の家族や市民向けの講習を実施します。</li> </ul>
③ 自立した生活を支えるサービスの推進	イ 日常生活支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ヘルプマークの導入について検討します。</li> <li>○ ヘルプカードを配布します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、ヘルプマーク及びヘルプカードの配布及び普及啓発を行います。</li> </ul>

## 2 障がい児の支援

※令和2年6月までに取り組んだ内容及び今年度中に取り組む内容について、記載しています。

基本的方向	施策	取り組み	令和2年度進捗状況
① 障がい児支援の充実	ア 児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援、保育所等訪問支援等の事業拡大や受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所への実地指導を行います。</li> <li>○ 重症心身障がい児に対応可能な事業所を確保します。</li> <li>○ 地域自立支援協議会でサービスの量的、質的な調査を実施します。</li> <li>○ 保育所等訪問支援の利用を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県が実施する指定障害児通所事業所及び指定障害児入所施設への指導及び監査に同行します。</li> <li>・障がい児通所支援事業所ガイドブックの更新を実施し、障がい児通所支援事業所の把握を行います。また、サービスに関する定員の空き状況や活動内容の把握に引き続き努めます。</li> </ul>
	イ 障がい児相談支援の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がい児相談支援を周知します。</li> <li>○ 基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターによる指定障がい児相談支援事業所への助言を行います。</li> <li>○ 相談支援専門員の増員を積極的に進めます。</li> <li>○ 地域自立支援協議会で利用促進の方法を協議し、進捗管理を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1-①-イに同じ</li> </ul>
	ウ 児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援、保育所等訪問支援等の専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所への実地指導を行います。</li> <li>○ 地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。</li> <li>○ 愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1-①-ウに同じ</li> </ul>
	オ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報及びホームページに掲載します。</li> <li>○ 障がい福祉サービスガイドで周知します。</li> <li>○ 基幹相談支援センター等での家族向けの交流・学習の機会を提供します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1-②-キに同じ</li> </ul>
	カ サポートブックの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サポートブックの見直しを行い、積極的な活用を促進します。</li> <li>○ 保育園、幼稚園、小中学校、特別支援学校へ周知します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自立支援協議会において、教育機関等でのサポートブックの活用について、引き続き検討します。</li> </ul>
	キ 児童発達支援センターを拠点とした支援体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童発達支援センターを中核とした支援体制を構築します。</li> <li>○ 児童発達支援センターの必要数について検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児通所支援等事業所連絡会を児童発達支援センターが中心となり、運営できるよう継続的に支援を行います。</li> </ul>
	ク 特別支援保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別支援保育の体制を整備します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施園数を拡充します。(21園→22園)</li> </ul>
	セ 医療的ケア児への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児の支援体制について各機関の連携を深めるため、地域自立支援協議会定例会において協議を行います。</li> </ul>

基本的方向	施策	取り組み	令和2年度進捗状況
② 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減	ウ 発達や言語に心配のある子どもと親の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問指導を実施します。</li> <li>○ 発達相談を実施します。</li> <li>○ 相談しやすい環境づくりに努め、早期に療育につなげる支援を行います。</li> <li>○ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達に不安がある幼児に対して、発達検査や個別相談を行い、幼児への関わり方などを指導する「発達相談」を引き続き実施します。</li> <li>・幼児健診の事後教室として発達・言語に心配のある幼児に対して、保健師・保育士・言語聴覚士・臨床心理士等が個々に応じた指導・相談を行う「おやこ教室」を引き続き実施します。</li> </ul>
③ 教育環境の充実	イ 特別支援教育支援員の配置の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 肢体不自由の特別支援学級への介助員を配置します。</li> <li>○ 通常学級へ特別支援教育支援員を配置します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度から特別支援教育介助員と特別支援教育支援員を学校生活支援員に統合するとともに、配置数を計48名(令和元年9月時点)から77名へ拡充します。</li> </ul>
	エ 学校への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 愛知県障害児等療育支援事業の学校での実施に協力します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、学校での療育支援事業の実施に協力します。</li> </ul>
	オ 特別支援教育連携協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別支援教育連携協議会の設置を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春日井市の特別支援教育の課題について委員から意見をいただき、障がいのある子どもの学齢前から学童期、卒業後まで一貫した支援について検討します。</li> </ul>
④ 障がい福祉教育の充実	イ 交流学習などの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小中学校と特別支援学校の交流を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小牧特別支援学校、千種聾学校、春日台特別支援学校、瀬戸つばき特別支援学校、名古屋盲学校に通学している児童生徒を対象として、小学校での交流及び共同学習を実施します。</li> </ul>

### 3 保健・医療

※令和2年6月までに取り組んだ内容及び今年度中に取り組む内容について、記載しています。

基本的方向	施策	取り組み	令和2年度進捗状況
① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減	ア 各種検診の受診促進と各種検査、保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定健康診査を実施します。</li> <li>○ 特定保健指導を実施します。</li> <li>○ 新生児聴覚スクリーニングを実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険の被保険者のうち、糖尿病の重症化リスクが高い人に対し、重症化を予防する事業を実施しています。</li> <li>・子どもの聴覚障がいや早期に発見し、医療及び療育につなげるため、新生児聴覚検査費用を助成しています。</li> <li>・歯科医院への通院が困難な障がい者に対し、市歯科医師会が通所施設で行う歯科健診費用を助成しています。</li> </ul>
	イ メンタルヘルス相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ メンタルヘルス相談を実施します。</li> <li>○ ゲートキーパー養成講座を開催します。</li> <li>○ こころの健康について知識の普及啓発を行います。</li> <li>○ 自殺予防対策ネットワーク会議を開催します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の心の健康の保持増進を図るため、精神科医師や臨床心理士によるメンタルヘルス相談や、自己診断ツールの提供、職場のメンタルヘルスセミナーを実施します。また、自殺対策を推進するため、自殺予防の啓発やゲートキーパー養成講座を実施します。令和2年度から、メンタルヘルス相談の相談員（臨床心理士）を1名増員して相談枠を増やします。</li> </ul>
	ウ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の啓発文を健康ガイドやホームページに掲載します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な地域で日常的に医療や健康の相談等が受けられる医院・歯科医院・薬局の情報提供など、引き続きかかりつけ医等の重要性を啓発します。</li> </ul>
	オ 発達や言語に心配のある子どもと親の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問指導を実施します。</li> <li>○ 発達相談を実施します。</li> <li>○ 相談しやすい環境づくりに努め、早期に療育につなげる支援を行います。</li> <li>○ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2-②-ウに同じ</li> </ul>
② 精神保健福祉施策の推進	ア 社会復帰の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基幹相談支援センターや障がい者生活支援センターによる相談支援を行います。</li> <li>○ 保健・医療・福祉関係者による地域包括ケアシステムの協議の場を設置します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健・医療・福祉関係者、当事者団体等で構成される春日井保健所地域精神保健福祉推進協議会において地域包括ケアシステムについての協議を行っています。</li> </ul>

#### 4 教育、文化芸術活動・スポーツ等

※令和2年6月までに取り組んだ内容及び今年度中に取り組む内容について、記載しています。

基本的方向	施策	取り組み	令和2年度進捗状況
① 教育環境の充実	エ 学校への支援	○ 愛知県障害児等療育支援事業の学校での実施に協力します。	・2-③-エに同じ
	オ 特別支援教育連携協議会の設置	○ 特別支援教育連携協議会の設置を進めます。	・2-③-オに同じ
	カ サポートブックの活用	○ サポートブックの見直しを行い、積極的な活用を促進します。 ○ 保育園、幼稚園、小中学校、特別支援学校へ周知します。	・2-①-カに同じ
③ スポーツ・レクリエーション活動の推進	イ 福祉文化体育館(サン・アビリティーズ春日井)での各種事業の充実	○ 障がい者スポーツ教養文化講座を開催します。 ○ 「交流の日」事業を実施します。	・引き続き、障がい者スポーツ教養文化講座や「交流の日」事業を実施します。

#### 5 雇用・就業、経済的自立の支援

※令和2年6月までに取り組んだ内容及び今年度中に取り組む内容について、記載しています。

基本的方向	施策	取り組み	令和2年度進捗状況
① 障がい者雇用の促進	ア 雇用や就労の促進	○ 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等を紹介します。 ○ 障がいのある人を市役所の正規職員や臨時職員として採用します。 ○ 一般企業の受け皿拡大や充実を図ります。 ○ 地域自立支援協議会で雇用等の促進方法について検討します。	・引き続き、雇用、就労支援及び工賃向上に関する情報提供等を行います。 ・引き続き、障がい者枠での採用試験を積極的に実施します。 ・市内在住の、離職経験のある女性、障がい者や65歳以上の高齢者を採用し、1年以上継続して正規雇用している事業者に対し補助金を交付します。
	イ 相談支援や情報提供の推進	○ 地域自立支援協議会が作成した「はたらくためのガイドブック」を周知します。 ○ ハローワークとの連携を強化します。 ○ ジョブコーチの活用を促進します。 ○ 障がい者就業・生活支援センターとの連携を強化します。	・5-①-アに同じ
② 福祉的就労の充実	ウ 工賃等の向上	○ 事業所への実地指導を行います。 ○ 就労継続支援事業所等を紹介します。 ○ 市の委託業務等と就労継続支援事業所とのマッチングを行います。 ○ 元気ショップを実施します。	・引き続き、障害者優先調達推進法に基づく業務委託について、就労継続支援事業所とのマッチングを実施します。

## 6 生活環境

※令和2年6月までに取り組んだ内容及び今年度中に取り組む内容について、記載しています。

基本的方向	施策	取り組み	令和2年度進捗状況
① 福祉のまちづくりの推進	イ 駅や公共施設の整備の推進	○ 拠点となる駅やその周辺を障がいのある人に配慮して整備します。	・JR春日井駅や名鉄味美駅について、駅周辺等のバリアフリー化に向けた工事に着手するとともに、名鉄春日井駅の整備に向けた協議を行います。
② 住環境の整備	ウ グループホームの整備の推進	○ 障がい者福祉施設整備補助を行います。	・地域生活支援拠点において介護者亡き後の障がいのある人が地域で継続的に生活することができるよう、グループホームや一人暮らしが体験できる事業について引き続き検討します。

## 7 情報アクセシビリティ

※令和2年6月までに取り組んだ内容及び今年度中に取り組む内容について、記載しています。

基本的方向	施策	取り組み	令和2年度進捗状況
① 情報提供の充実	イ 視覚障がいや聴覚障がいのある人などに配慮した情報提供の推進	○ 声の広報かすがいを作成します。 ○ 声のかすがい市議会だよりを作成します。 ○ 音声コードの活用を促進します。	・引き続き、福祉応援券の利用ガイドに音声コードを掲載するとともに、店舗一覧の音声コードも作成しています。

## 8 防災・防犯

※令和2年6月までに取り組んだ内容及び今年度中に取り組む内容について、記載しています。

基本的方向	施策	取り組み	令和2年度進捗状況
① 防火・防災対策の充実	ア 緊急時の情報提供・通信体制の整備	○ 安全安心情報ネットワークを活用します。 ○ 保護者向け緊急メール配信サービスを活用して周知します。	・より多くの情報を配信するため、緊急システムに加え、緊急連絡アプリの導入を検討しています。
	カ 避難所のバリアフリー化の推進	○ スロープを設置します。 ○ 災害用簡易組立トイレ(要配慮者対応)を設置します。 ○ 防災倉庫へ聴覚障がい者支援セットを設置します。	・春日井市聴覚障害者福祉協会の意見を参考に、聴覚障がい者支援セボードを作成し、各避難所の防災倉庫へ設置します。 ・避難所の生活環境向上を図るため、福祉避難所2か所(総合福祉センター、福祉作業所)に車椅子対応型マンホールトイレを配備します。



## 9 差別の解消及び権利擁護の推進

※令和2年6月までに取り組んだ内容及び今年度中に取り組む内容について、記載しています。

基本的方向	施策	取り組み	令和2年度進捗状況
① 障がい者を理由とする差別の解消の推進	ア 障がい者の権利と差別解消に関する啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 啓発チラシにより周知します。</li> <li>○ 講演会を開催します。</li> <li>○ 障がい者週間や市のイベント等で周知します。</li> </ul>	・特別支援学校社会見学や地区社協の勉強会等で説明や講演を行います。
② 権利擁護の推進	ア 障がい者虐待防止に関する関係機関との連携強化や相談体制の整備、啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がい者虐待防止センターを周知します。</li> <li>○ 高齢者・障がい者虐待防止連絡会議を開催します。</li> </ul>	・高齢者・障がい者虐待の防止及び早期発見について協議します。
	ウ 成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民後見人育成研修を開催します。</li> <li>○ 成年後見制度利用支援事業の利用を促進します。</li> </ul>	・市民後見人フォローアップ研修として、第4期生に向けた活動マニュアルの説明会や権利擁護サポーター養成講座を実施します。
④ 地域福祉の推進	ア 障がい理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健・医療・福祉関係者による地域包括ケアシステムの協議の場を設置します。</li> <li>○ 障がいのある人、高齢者、成年後見など各分野の相談業務を行うセンターを総合福祉センターに集約し、包括的な相談支援体制を構築します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3-②-アに同じ</li> <li>・基幹相談支援センターしゃきょう、高齢者の相談業務の総合調整や後方支援を担う基幹型地域包括支援センター、高齢者・障がい者権利擁護センターを総合福祉センター内に設置しています。</li> </ul>

## 10 行政サービス等における配慮

※令和2年6月までに取り組んだ内容及び今年度中に取り組む内容について、記載しています。

基本的方向	施策	取り組み	令和2年度進捗状況
① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進	ア 職員研修の実施	○ 障がいのある人に関する理解を深めるための職員研修を実施します。	・新規採用職員を対象に、障がい理解のための研修を実施します。
	ウ アクセシビリティに配慮した情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 声の広報かすがいを作成します。</li> <li>○ 声のかすがい市議会だよりを作成します。</li> <li>○ 音声コードの活用を促進します。</li> </ul>	・7-①-イに同じ